

東京湾内中央防波堤埋立地に関する
行政上の帰属及び境界に関する意見書

東京大学名誉教授

理学博士 田邊 裕

平成27年7月31日

大田区長 松原忠義殿

東京大学名誉教授

理学博士 田邊裕 

東京湾内中央防波堤埋立地に関する 行政上の帰属及び境界に関する意見

平成27年4月13日に調査研究依頼のあった境界（東京湾内中央防波堤埋立地に関する行政上の帰属及び境界）については、次のように意見として報告する。

なお、論述に必要な資料は別添とし、本文中に注記した。

別添資料のリストは本文末に記した。

（結 論）

東京湾内に造成された中央防波堤埋立地（内側埋立地、外側埋立地及び新海面処分場埋立地をいう。以下同じ。）は、大田区に帰属させ、その周辺区との境界は、中央防波堤埋立地及びその対岸埋立地との海岸相互から等距離線とすべきである。

なお、この意見書は政治行政地理学者としての学術的観点からまとめたものである。

（理 由）

以下の5章にまとめられる。

参考図1 現在の中央防波堤埋立地



（資料）大田区提供（平成27年2月撮影）

第1章 前 文

埋立地の帰属問題は、必然的に帰属を区画する境界の決定を前提とする。およそ政治・行政上の境界は、その設定の状況から3類型に分類される。先行境界(Antecedent boundary)、追認境界(Subsequent boundary)、上置境界(Superimposed boundary)がこれである。この3類型の他に残滓境界(Remnant boundary)を加えて第4の類型をあげることともできるが、これは、たびたびの戦乱によって境界変更を余儀なくされたヨーロッパ諸国の、失われてはいるが言語文化やさまざまな歴史的残滓によって確認される境界のことであるので、ここではそれ以外の3類型の境界を取り上げる。それらの定義は、別添1)の報告者論文「埋立地における市町村の境界紛争とその考察視点」(東京大学教養学部人文科学科紀要、人文地理学VII、1981年3月)にも述べられているように、行政支配との関係で次のごとく説明する。

(1) 先行境界 (または前置境界)

これは、行政上の支配が及んでいないか、あるいはそれが曖昧な地域、あるいは共同支配の行われている地域に、自然的境界(山脈・河川など)や人為的境界(経緯線・見通し線など)を先行的に設定し、やがてこの境界に対応した実効支配が行われてゆく、いわば歴史的境界である。したがって前置境界とも呼ばれる。

先行境界は境界紛争に際して、先行して存在しているはずの境界を確認することによって解決をはかるために、境界は確認行為によって明らかになるとされる。

(2) 追認境界 (または後置境界)

これは、境界が設定されていないか、あるいは未確認の地域に行政上の支配が及んだ後に、その行政圏の公権行使の実態に合わせて、実効支配を追認する形で設定される、いわば後追いの境界であって、しばしば飛び地が見られ、凹凸の激しい境界線となる。時には、行政機能そのものが多岐にわたるために、複数の行政境界線が生まれてしまう。したがって後置境界とも呼ばれる。

追認境界は境界紛争に際して、歴史的先行境界の存在を否定し、行政的実効支配に合わせて新たに境界を設定するので、境界は創設行為によって画定されるとされる。また恣意的に実効支配を行い、これを認めさせる事になれば、争論(国際的には時に戦争)に際して勝者が押し付けたことにもなりうる。

(3) 上置境界

これは、行政上の実効支配が行われているか否か、またかつて先行境界が存在していたか否かについて関係なく、新たにそれらの上に置かれるものであって、政治的な妥協や地図学上の技術的観点から設定される境界である。

創設行為としては追認境界と同様である。

世界史的にはヨーロッパ列強による植民地の分割に見られるように、自然的境界や人為的境界も少なくないが、先行境界と異なる点は、当該境界の設定時に、分割される地域に行政的支配が及んでいないことである。また、先住民の領域を支配者として分割し境界を設定する場合も強者の論理と言えよう。

もちろん、境界は単純に3類型のひとつに画然と分類されるものではない。たとえば峠や渡し場などでは、交通路を確保するために、有力な勢力の側が鞍部の反対斜面や川の対岸へと支配圏を広げ、先行境界として成立していた山稜や河川の自然境界を、実力をもって変更して相手側勢力に認めさせた追認境界との併用がみられる。このように3類型は相互補完的に現れている。たとえば岩田孝三は、幕藩体制下ではあるが、山稜線に沿った先行境界を崩して、峠を実効支配している藩が尾根を越えた反対斜面に追認境界を設置している例、あるいは河川に沿った先行境界を否定して、渡場を支配している藩が川の対岸の領地をいわば橋頭堡として追認させている例を提示している。(別添2、岩田孝三「境界政治地理学」、帝国書院、1956に例示)

以下、これら3類型のそれぞれの観点から、中央防波堤埋立地の帰属を結論のごとく認定した理由を述べる。

第2章 先行境界

(1) 国際社会における先行境界の優位性

国際社会における様々な境界設定は先行境界を原則とする。それは、強権をもちいて地域支配を既定事実化し、それを追認させることを国際社会が強く否定しているからである。現今の領土紛争では、当該地域に工作物を建設したり、住民を排除あるいは抱き込むなどによって領土の占有を行うことに強い反発があり、とりわけ日本は北方領土や竹島など日

本が先行支配していた領土のロシアや韓国など他国による占有を追認することは国是として否定している。(別添3、塚本孝「北方領土問題の経緯」2011年、調査と情報697号、pp.1-10、および塚本孝「竹島領有権問題の経緯」2011年、701号、pp.1-10)

他方、日本が実効支配している尖閣諸島については、逆に日本が先行して取得したものであるから、先行境界優先の原則に合致していることになる。尖閣諸島に対する日本の領有権の根拠としているのは「先占」で、これは無主地、すなわちいずれの国家領域にも属していない地域を、領有の意思をもって実効的に占有することを意味し、国際法は、紛争が発生した、あるいは

領域権原が確立した時点以前の事実や国家行為のみに、証拠能力を認めている。(別添4、濱川今日子「尖閣諸島の領有をめぐる論点」2007年、調査と情報、第565号、pp.1-10、あるいは別添5、中内康夫「尖閣諸島をめぐる問題と日中関係」2012年、立法と調査、No.334、pp.69-84)

したがって中央防波堤埋立地の帰属問題は、問題発生以前に当該海面がどのように占有利用されていたかという先行境界を検討することが日本の境界決定の原則に合致する。

また欧米列強がかつて旧植民地に置いた上置境界は、現地民族を分断するなどあって、その境界を置かれた地域において必ずしも全面的に肯定されず、むしろ先行境界の補完的方式として認めるべきであるとしている。ここでいう問題発生時点は、古く東京湾埋め立てが始められた時であり、埋め立て開始以降の実効支配、とりわけ既存埋立地の帰属支配を追認し、それを前提とした議論は、追認境界が先行境界に優先することになり、日本の国是と真逆になる。

(2) 日本における境界の特性

我が国の地方自治体の境界は、近代法制の登場する以前からすでに存在していたものであって、法律的には先行境界を原則とする。

参考図2 日本の領土をめぐる情勢



(資料外務省ホームページ)

- (イ) 現行法制度における規定は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 5 条第 1 項によれば、「普通地方公共団体の区域は、従来の区域による。」となっている。
- (ロ) 前項の「従来の」と述べられている直近の法律の規定は、市制（明治 44 年 4 月 7 日法律第 68 号）第 1 条の「市は従来の区域による。」および町村制（明治 44 年 4 月 7 日法律 69 号）第 1 条の「町村は従来の区域に依る。」である。
- (ハ) この制度自体は市制町村制（明治 21 年法律第 1 号）により、前半は市制、後半は町村制を規定しているが、それぞれが第 1 条から始まる法律である。市制第 3 条は「凡市ハ従来ノ区域ヲ存シテ之ヲ変更セス但将来其変更ヲ要スルコトアルトキハ此法律ニ準拠スヘシ」と定め、町村制も同様である。
- (ニ) その先行する法律は郡区町村編成法（明治 11 年第 17 号布告）第 2 条で、「郡町村ノ区域名称ハ総テ旧ニ依ル」とある。
- (ホ) もちろんこの明治 11 年以前に近代的な意味での地方自治体は成立していないが、現代に至る市区町村の区域は先行境界が存在していることを前提とし、いったん境界紛争が起こった場合には、見失われている先行境界を見いだす確認行為を原則としている。
- (ヘ) とりわけ近代的法体系以前の海上境界に関しては、江戸時代の武家諸法度（正徳辛卯、1711 年編纂）にある「七 山野海川入會^{いりあひ}」133 項「村並之は、村境を沖え見通、獵場^{りょうば}之境たり」、134 項「磯獵^{いそりょう}は地附根附次第也、沖は入會」が先行する規定となって確認行為の原則となる。（別添 6）

(3) 漁場と行政領域との関係

本件の問題となっている中央防波堤埋立地は漁業の活動海域を利用して造成されたものであるから、先行境界の観点から検討するためには、かつてその行政領域がどのような領有関係にあったのか、漁場との関係を明らかにする必要がある。

- (イ) 前 (2) 節の (ヘ) 項の規定で表されているように、村境と獵場の境とは従来同一の存在として認識され、相互に区別されていない

参考資料 1 明治 14 年内湾組合漁業契約証

(資料) 別添 7 から抜粋

い。とりわけ磯獵の行われる海面は地先水面として村の行政領域であった。もちろん、東京湾における江戸時代の諸慣行は明治維新によって一旦廃止され、事実上再建が確認されるのは、明治14年3月29日の契約証（別添7）で、これには漁業組合以前の各村の戸長が署名している点で、漁業が各村の行政と密接に結びついている事を示している。（この東京湾内における漁業発達と行政との関係は、別添8「東京湾内漁業興亡史」同刊行会、1971の452ページに記載されている。）

(ロ) 別添9の東京府管内水産図説巻之四（明治23年、東京府）によれば、漁業は、漁法、魚品、漁期、漁区に分類して詳細に認可されているが、認可対象は行政領域となる漁村単位である。この資料に挙げられている漁村は中央区の佃島、港区の金杉浦および芝浦、品川区の品川浦および御林浦（大井村内）、大田区の羽田浦、江東区深川濱（別称永代浦）の7ヶ村である。他に、大田区の大森村、および同図説巻之五によれば中央区の旧小田原町（現築地の一部）が磯附漁村とされ、地先水面の漁業を行うものがあつたが、湾内漁業権を受けていない。その他の磯附漁村は、いずれも「浦」あるいは「濱」ではなく「村」とされていることから分かるように、東小松川村、西一之江村、西浮田村、東浮田村、長島村、乗川村、下今井村、二ノ江村、東船堀村、西船堀村、八右衛門新田、砂村新田など、東京湾の臨海村ではなく、中川や江戸川などを通じて湾内に出漁はするが、漁業以外の主に農業などの生業を営むいわば兼業の村民が多いとの認定があつたのであろう。（別添8）

(ハ) しかし前(ロ)項に挙げた7ヶ村の漁業は、一般の網、釣、縄、搔、筒、笊、桝、熊手などの漁具・漁法による各種の魚介類で、この資料には海苔養殖が含まれていない。ただ指摘しておくべきことは、その内の芝浦、金杉浦、品川浦、御林浦（大井）、羽田浦の5ヶ村が、本節(イ)項で触れた内湾組合漁業契約証（別添7）で神奈川県、千葉県^のの諸漁村と契約を結び、「海面ハ官有ニシテ区画無キモノナレハ内海ヲ一般相互ニ睦ミ会漁獵ヲ稼可申事」（第1条）として東京湾内^のの入会漁業を指向していることである。その点で、地先水面を利用する磯獵とは異なり、先行境界を論じる区画漁業の説明とはなり難い。

(ニ) 他方、海苔採集漁業は、当初自然に付着した海苔の採集から始まったが、海中に海苔^の筏を立てて一定の区画を占有することによって海苔養殖をするようになった時点で、一般漁業以上に漁場の区域に着目することが重要となった（次頁写真参照）。東京府管内水産図説巻之五（別添10）ではこの海域で重要な海苔養殖に関しては

別の説明をしている。いわゆる海苔採集の起源は非常に古いが、養殖を始めたのは江戸初期で、当初は品川区の品川浦および御林浦、大田区の不入斗村、大森村および靴谷村の5ヶ村のみが認可を受けていたが、明治維新を期に大田区の羽田村、羽田獵師町および鈴木新田、神奈川県下の大師河原、生麦などの諸村が地先に限って海苔採場の官許を得た。

この東京府管内水産図説巻之五には明治22年における村別採集・製造家数および海苔場坪数が記されているが、海苔場の位置関係は不分明である。しかし次ページに掲載したように、これを参考表1にまとめてみると、現大田区に属する諸村(羽田、入新井、大森村)は全採集・製造家1988戸の1160戸と58.4%を占め、深川区の115戸(5.8%)と砂村・葛西村16戸(0.8%)との合計131戸(6.6%)を大きくしのいでいる事が分かる。また海苔場の坪数においても、全870,392坪のうち大田区は351,274坪に対して江東区・江戸川区は21,000坪と大田区の6%に満たない。いわば海面利用において大田区と江東区との差は明瞭で、市町村制施行時の明治22年、大田区が江東区より海面利用に大きく関与していたと言える。(参考図4参照)

参考図3 海苔浜の海苔養殖場(大田区沖、昭和30年代)

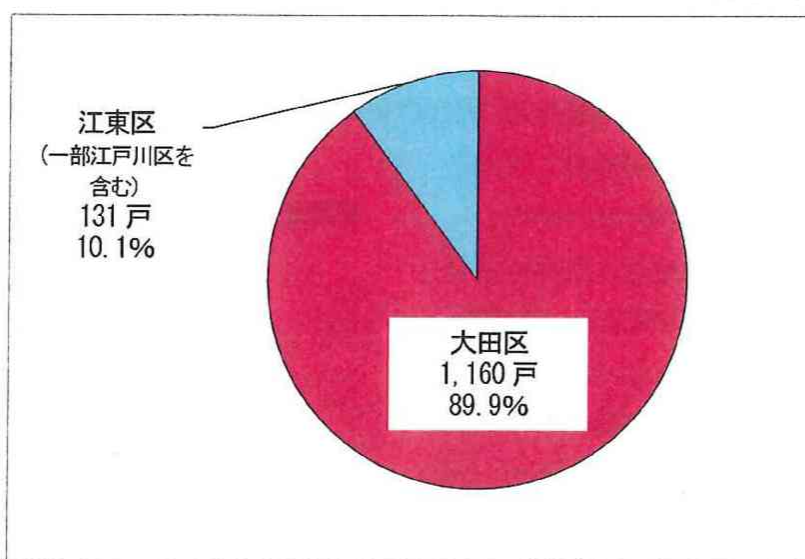


参考表1 明治22年村別採集・製造家数および海苔場坪数

郡区村名	採集・製造家(戸)	海苔場(坪)	註
大森村	916	271,050	現大田区
羽田村	180	72,868	現大田区
入新井村	64	7,316	現大田区
品川村	335	176,261	現品川区
大井村	203	76,047	現品川区
芝区	159	175,850	現港区
深川区	115	70,000	現江東区
砂村・葛西村	16	21,000	現江東区・江戸川区
合計	1,988	870,392	

(資料)東京府管内水産図説(巻之5)より作成

参考図4 大田区と江東区に限った明治22年における村別採集・製造家数の割合



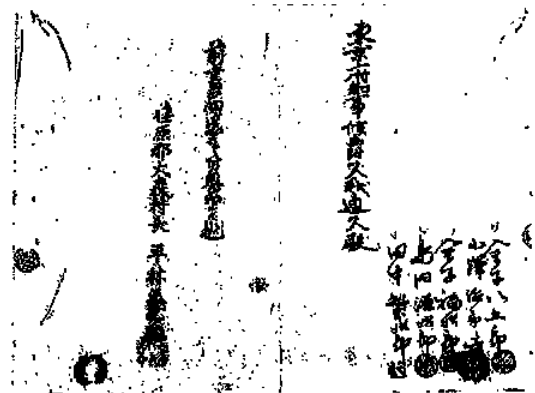
(資料)参考表1より作成

明治22年における村別採集・製造家数の大田区と江東区の2区に限った割合は大田区89.9%：江東区10.1%となる。

- (ホ) 以上の旧幕藩体制下の個別的認可を一掃して、現代につながる一般的な漁業組合を形成するのは漁業法（明治34年法律第34号）以降であるが、施行に先立って農商務省の命を受けた東京府が詳細な実態調査を行っている。調査事項は、1) 漁業の種類・場所・起源・免許年限・免許出願の方法。2) 課税方法。3) 各浦の漁業終始（漁期）。4) 組合の地区及び経費賦課徴収方法。5) 旧藩時のしきたり。6) 内湾漁村の沿革などであった。（別添11、都政史料館文書類纂より「漁業法実施準備事項調査書」）したがって漁業法による漁業組合は、それ以前の制度を継承しつつ、既存漁業組合を改変して成立している。
- (ヘ) とりわけ漁業権は、漁業法（明治34年法律第34号）第4条によって「漁業組合ニ於テ其ノ地先水面ヲ専用セムトスル場合ヲ除クノ外従来ノ慣行アルニ非サレハ之ヲ與ヘス」とあるように、漁業組合が成立しているのか、あるいは慣行としての漁業が行われているか否かが重要なことから、歴史的にいかなる漁業が誰の手によって行われているかを明確に示している。（別添12 漁業法（明治34年、法律第34号））
- (ト) 特に同法第18条「漁業組合ノ地区ハ濱、浦、漁村其ノ他漁業者ノ部落ノ区域ニ依リ之ヲ定ムヘシ」にあるように漁業権者としての漁業組合は行政領域に依拠している。従って磯附漁村は半農半漁の村民の慣行漁業権として認可され、漁業専業の漁村は漁業組合の認可を受けて組合として区画漁業権を認可されている。

例示として漁業法施行以前の状況を示すと、明治29年に東京府知事侯爵久我通久あてに提出された共同海苔採営業継続許可申請書面（別添13、東京府荏原郡文書、荏庶第1466号など）では「荏原郡大森村 海苔採営業人 島田市良兵衛外47名」と個人名で申請がある。これには大森村村長平林正之助の捺印があり、地先水面を行政領域とする江戸以来の考え方を踏襲している。

参考資料2 明治29年共同海苔採営業継続許可申請書面



（資料別添13から抜粋）

- (チ) しかし、漁業法施行後は個人名ではなく漁業組合としての申請が主流となってお

り、例えば大正 13 年の東京府知事宇佐見勝夫あて区劃漁業権存続期間更新申請（別添 14、東京府荏原郡役所文書、大正 13 年 9 月 23 日受附 290 號）には荏原郡羽田町大字糶谷、糶谷浦漁業組合長 理事 石井仲藏名で申請されている。ここでいう大字は旧藩政村を継承している。同様の例は区劃漁業権存続期間更新申請（別添 15、荏原郡役所文書、大正 13 年 12 月 23 日 800 號）で、荏原郡大森町漁業組合理事 組合長 平林藤左衛門が申請し、同様の願書（別添 16、荏原郡役所文書、大正 13 年 11 月 5 日 740 號）が羽田町大字羽田獵師町 羽田浦漁業組合からも提出されている。また区劃漁業免許願（別添 17、東京府荏原郡役所文書、大正 13 年 11 月 22 日受附 765 號）には荏原郡入新井町大字不入斗、不入斗漁業組合理事 池田五右衛門の署名捺印があり、旧不入斗村を継承している。

- (リ) ただしこの不入斗漁業組合では、事務担当者が老衰のため申請が遅れたと陳情して、漁業組合理事池田五右衛門と守屋半助外 47 名の個人名との連名による申請書（別添 18、荏原郡文書、大正 13 年 11 月 22 日 765 號）が提出されている。申請書に記載されている受付の日付と番号が同じままでたびたび陳情した結果、旧慣があることによって許可が下りているので（別添 19、公報記載大正 14 年 4 月 4 日）、この不入斗の事例は「本件の陳情書記載ノ通往昔免許セラレ營業繼續シ来レルトコロ期間更新ノ時期ヲ失シ權利消滅シタルヲ特ニ免許スルモノトス」の通り、漁業法以前の漁民個人名から漁業組合への連続性がはからずも露出している事例である。
- (ヌ) これら旧村単位であった漁業組合は、その後町村合併や東京市編入、などを経て再編されてゆく。実際、昭和 38 年に最終的に放棄された漁業権の権利組合の多くは、東京湾に面するものだけでも江戸時代以来の漁村の権利者に起源を持っている。（別添 20、東京都公報昭和 38 年 1 月 12 日）によれば、大田区では「都南羽田、羽田浦、大森、糶谷浦、第三羽田」、品川区では「品川浦、品川東部」、港区では「芝、港、金芝」、中央区では「中央隅田、佃島」、江戸川区の「葛西浦」、荒川区の「荒川」、江東区の「深川浦、城東」の各漁業組合の名前が見られている。

(4) 漁業権の最終段階

本節では、現代につながり、本件の中央防波堤埋立地が造成される際に、すなわち昭和 37 年 12 月 24 日に消滅登録（別添 20）された漁業権、いわば明らかに埋立地に先行していた領域的存在に、大田区・江東区の各漁業協同組合がどのように関与していたのかを明

確にする。もちろん中央防波堤埋立地は東京湾の沖合にあって、第2章(2)節の(へ)項で述べられている沖合の獵場であったとすれば、入會地として先行境界が存在しないことになり、他方、磯獵の獵場であればその利用していた漁村側に所属する先行境界が存在していたことになる。しかし現中央防波堤埋立地の過半は共同漁業権が設定されていた旧漁区であって入會地ではなかった(別添21、東京都内湾漁業興亡史、第202図のりひび建、貝類養殖業漁場区画図)。

- (イ) まず海苔養殖の区画漁業権が昭和37年にどのような状況であったかを見ると、「東京都内湾漁業興亡史」(別添22、1971、東京都内湾漁業興亡史刊行会)の第126表(pp.487-492)にある第一種区画漁業権の組合別海苔^{ひび}簀数一覧表が示され以下の参考表2に要約できる。

参考表2 漁業権組合所在地別簀数(昭和37年)

漁業権所有者 所在地	認可漁区数	海苔 簀数 総数	(大田区分)	(江東区分)	(他区分)
大田区	28	21,620	21,620	—	—
江東区	6	2,849	—	2,849	—
大田区+他区	33	22,148	15,266	—	6,882
江東区+他区	9	4,358	—	1,942	2,416
大田江東+他区	43	20,324	5,705	1,416	13,203
他 区	46	25,682	—	—	25,682
総 計	165	96,981	42,591	6,207	48,183

註1) 他区：品川区、港区、中央区及び江戸川区。特に江戸川区のみ総計 24,667 簀

(資料) 東京都内湾漁業興亡史より作成

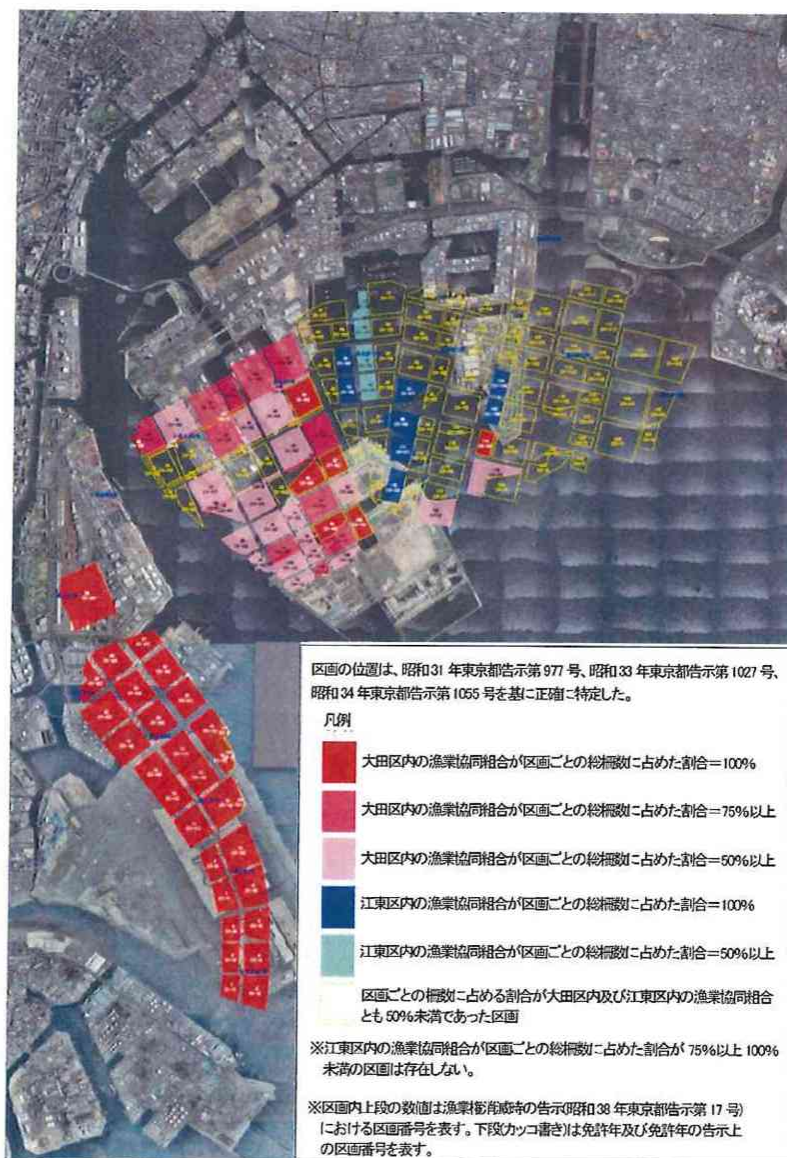
- (ロ) なおこの表は、簀数全体の43.9%(42,591 簀)が大田区、39.7%(38,530 簀)が江戸川区で、残余を江東区が6.4%(6,207 簀)および品川・港・中央の3区が10.0%(9,653 簀)を占め、圧倒的に広い面積を大田区と江戸川区が占めていたことを示している。
- (ハ) さらに最終段階における各区画の位置を漁業法(昭和24年法律第267号)による区画漁業の免許内容として記されている漁場の区域基準点(別添23、東京

都公報、昭和31年10月22日東京都告示第977号、昭和33年11月6日東京都告示第1027号、昭和34年10月27日東京都告示第1055号)をもとに現在の空中写真上に記入すると、別添24「東京都告示を基に作図した区画漁業権」の図示のごとき漁業権番号の漁区が現れる。

さらにこの区画ごとの海苔^{ひび}筏柵数、その権利者(漁業協同組合)が別添22には詳細に残されている。例えば、中央防波堤内側埋立地となっている中央付近の海面にあった区画57には、合計800の海苔筏柵があり、その内訳は大森漁業協同組合400、羽田浦70、糞谷浦130、都南羽田190、港10などと内訳が示されている。

そこで別添22の一覧表の免許番号とを照合して別添24に彩色図示すると、別添25「大田区内の漁業協同組合が占めた海苔筏柵数の割合」になる。これらの区画ごとの大田区内の漁業協同組合が占める割合が100%、75%以上、50%以上の3区分に色分けすると参考図5のとおりとなる。これによっても東京湾内における埋立前の海面を各区画がどのように利用していたのか、特

参考図5 大田区内の漁業協同組合が占めた海苔筏柵数の割合



に大田区が江東区に比べて広く海面を利用していた事実が看取出来る。

つまり東京湾全体で、大田区内の漁業協同組合が中央防波堤埋立地の旧海面を漁区として占有していた比率が高い事が分かる。

- (二) さらに実際に中央防波堤埋立地として埋め立てられた区画（参考図6参照）に限定してその内訳を一覧表にまとめたのが参考表3である。

埋め立てられた区画は28漁区あり、地面となった部分の割合を算出してみると

$(\text{漁区ごとの海苔^{ひび}簀罟数合計}) \times (\text{埋立地面積} \div \text{漁区面積}) = (\text{区別の実際に埋め立てられた海苔簀罟数})$

となり、これを実際の海面利用面積にあたるとして良い。これらの数値は参考表3に示したように、合計すると大田区内漁業協同組合 4,899 罟に対して江東区 582 罟である。その比は 89.4% : 10.6% となり、歴史的に見て、当該中央防波堤埋立地は圧倒的に大田区内の漁業協同組合が占有していた海域であった事が分かる。

参考図6 東京都告示を基に作図した区画漁業権



(資料別添 24 から抜粋)

参考表3 中央防波堤埋立地として埋め立てられた海苔^{ひび}筏柵数
(昭和37年)

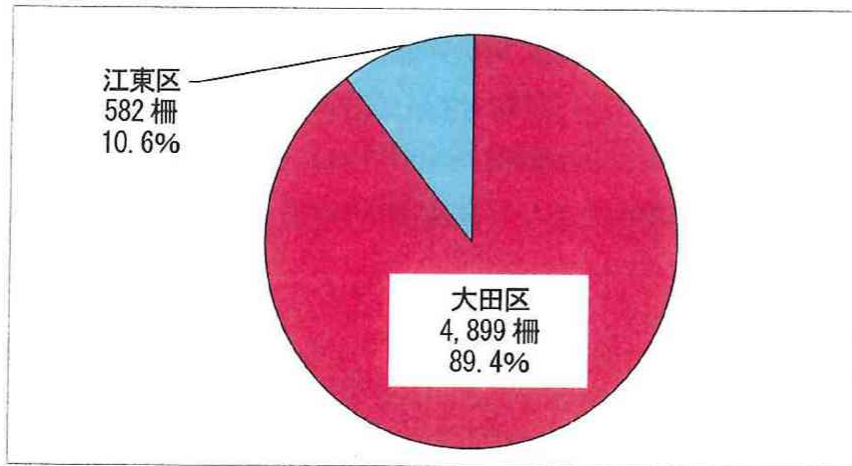
免許 番号	漁区ごとの 海苔筏 柵数合計	権利者 (組合)	組合別 柵数	区別の海苔筏柵数			埋立地 の割合	区別の実際に埋め立てられた 海苔筏柵数			埋立地分 柵数合計
				大田区	江東区	その他		大田区	江東区	その他	
区39	536	大森	192	317	0	219	1%	3	0	2	5
		都南羽田	30								
		品川浦	146								
		中央墨田	29								
		糞谷浦	95								
		芝	44								
		その他	0								
区40	197	大森	91	132	0	65	83%	110	0	54	164
		羽田浦	41								
		品川浦	65								
		その他	0								
区45	720	大森	360	511	0	209	59%	301	0	123	425
		羽田浦	44								
		品川浦	180								
		都南羽田	107								
		品川東部	29								
		その他	0								
区46	540	大森	211	405	0	135	69%	279	0	93	373
		羽田浦	8								
		糞谷浦	100								
		佃島	15								
		都南羽田	86								
		品川浦	102								
		中央墨田	18								
		その他	0								
区50	400	芝	200	0	0	400	4%	0	0	16	16
		品川東部	100								
		港	100								
区51	400	大森	176	276	0	124	100%	276	0	124	400
		羽田浦	34								
		品川浦	100								
		糞谷浦	66								
		佃島	24								
		その他	0								
区52	300	大森	154	154	0	146	62%	95	0	91	186
		品川浦	100								
		芝	28								
		品川東部	18								
		その他	0								
区56	800	大森	482	800	0	0	64%	512	0	0	512
		都南羽田	170								
		糞谷浦	148								
		その他	0								
区57	800	大森	400	790	0	10	100%	790	0	10	800
		羽田浦	70								
		糞谷浦	130								
		都南羽田	190								
		港	10								
		その他	0								
区58	500	大森	500	500	0	0	33%	165	0	0	165
		その他	0								

免許 番号	漁区ごとの 海苔築 柵数合計	権利者 (組合)	組合別 柵数	区別の海苔築柵数			埋立地 の割合	区別の実際に埋め立てられた 海苔築柵数			埋立地分 柵数合計
				大田区	江東区	その他		大田区	江東区	その他	
区62	562	大森	416	562	0	0	62%	348	0	0	348
		羽田浦	97								
		靴谷浦	49								
		その他	0								
区63	510	大森	201	378	0	132	100%	378	0	132	510
		羽田浦	48								
		靴谷浦	112								
		都南羽田	17								
		港	132								
		その他	0								
区72	238	葛西浦	238	0	0	238	82%	0	0	195	195
区82	477	葛西浦	369	0	108	369	52%	0	56	192	248
		深川浦	108								
		その他	0								
区160	572	大森	256	390	0	182	55%	215	0	100	315
		第3羽田	44								
		靴谷浦	90								
		品川浦	139								
		芝	13								
		佃島	14								
		中央墨田	16								
		その他	0								
区161	320	品川浦	94	177	0	143	100%	177	0	143	320
		第3羽田	4								
		靴谷浦	87								
		大森	86								
		品川東部	15								
		芝	19								
		佃島	15								
		その他	0								
区165	300	品川浦	100	152	0	148	76%	116	0	112	228
		羽田浦	57								
		大森	95								
		芝、	13								
		港	12								
		中央墨田	23								
		その他	0								
区166	200	大森	100	192	0	8	100%	192	0	8	200
		第3羽田	15								
		都南羽田	77								
		品川浦	8								
		その他	0								
区167	600	大森	400	476	0	124	58%	276	0	72	348
		靴谷浦	76								
		品川浦	124								
		その他	0								
区168	300	都南羽田	96	191	31	78	100%	191	31	78	300
		羽田浦	72								
		第3羽田	23								
		品川浦	3								
		品川東部	17								
		芝	25								
		港	15								
		中央墨田	18								
深川浦	31										
その他	0										

免許 番号	漁区ごとの 海苔簀 柵数合計	権利者 (組合)	組合別 柵数	区別の海苔簀柵数			埋立地 の割合	区別の実際に埋め立てられた 海苔簀柵数			埋立地分 柵数合計
				大田区	江東区	その他		大田区	江東区	その他	
区169	500	大森	468	500	0	0	62%	310	0	0	310
		稲谷浦	32								
		その他	0								
区170	312	葛西浦	161	0	151	161	80%	0	121	129	250
		深川浦	151								
		その他	0								
区171	537	城東	537	0	537	0	2%	0	11	0	11
		その他	0								
区172	499	城東	499	0	499	0	44%	0	220	0	220
		その他	0								
区174	400	葛西浦	353	0	47	353	78%	0	37	275	312
		城東	47								
		その他	0								
区177	520	葛西浦	300	201	0	319	3%	6	0	10	16
		大森	201								
		品川東部	19								
		その他	0								
区194	289	葛西浦	170	0	119	170	90%	0	107	153	260
		城東	119								
		その他	0								
区195	740	葛西浦	300	385	0	355	41%	158	0	146	303
		羽田浦	82								
		第3羽田	22								
		大森	281								
		芝	27								
		金芝	8								
		佃島	20								
		その他	0								
集計	13,069		13,069	7,489	1,492	4,088		4,899	582	2,258	7,739
							割合	63.3%	7.5%	29.2%	100.0%

(資料) 東京都内湾漁業興亡史より作成

参考図7 大田区と江東区に限った中央防波堤埋立地として埋め立てられた海苔簀柵数の割合 (昭和37年)



(資料) 参考表3より作成

昭和37年における中央防波堤埋立地として埋め立てられた海苔簀柵数の大田区と江東区の2区に限った割合は大田区89.4%：江東区10.6%となる。

(ホ) なお、以上の先行領域を検討するために区画漁業権を大田区、江東区およびその他の区（品川区、港区、中央区および江戸川区）に3分類した理由は、中央防波堤埋立地を包括する東京湾において区画漁業権を有していた漁業協同組合が存していた区のうち、中央区、港区、品川区はすでに帰属問題からの離脱を表明しているからであり、江戸川区はこの事案に関わっていないからである。

（別添 26、「中央防波堤埋立地に関する土地帰属に係る関係5区の確認事項について」平成14年12月5日）

また、ここで取り上げた組合は、江東区では深川浦と城東（旧砂村）の漁村、大田区では大森、羽田浦、糞谷浦、都南羽田及び第三羽田の各漁業協同組合である。このうち旧羽田村に由来する3組合は、海苔養殖を中心とした都南羽田、貝蒔き業と一般漁業を中心とする羽田浦、および5トン以下の船の所有が多い漁民による第三羽田に分かれているが、いずれも旧羽田村に由来する漁業協同組合である。（別添 27、森田陽子「羽田における漁業集落の地理学的研究」1959、学芸地理(12)、pp44-47、学芸大学地理学会）

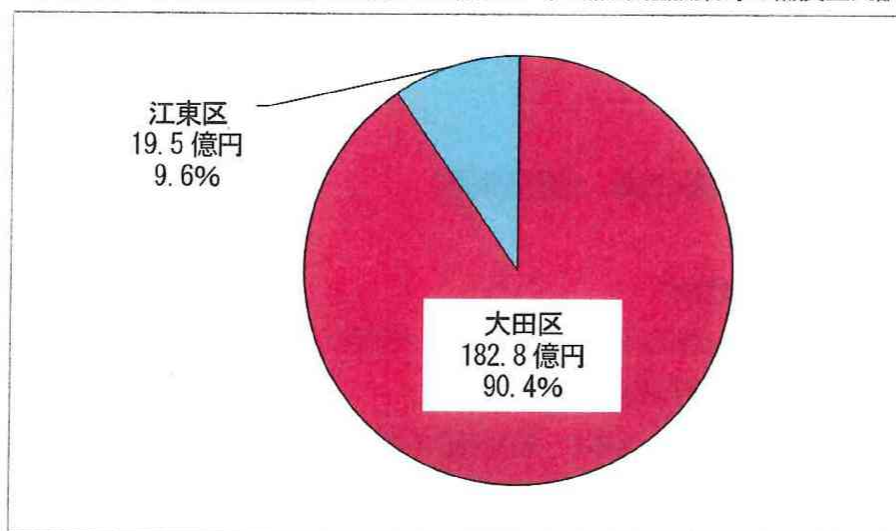
(ヘ) この最終的に漁業権放棄を受け入れるに際して、東京都が関係する各漁業協同組合に対して相当額の補償金を支払っている。（別添 8「東京湾内漁業興亡史」同刊行会、1971の370-71ページ）これを集計してみると、大田区内漁業協同組合182.8億円に対して江東区内漁業協同組合19.4億円で両区に限ってみれば、その比は約9対1となり、都自身が海水面の利用という観点で大田区が大きな比重を占めていることを認定していた事になる。これを円グラフに表現してみると、次頁のようになる。またこの補償額の比率すなわち大田区90.4%：江東区9.6%は前述の(二)項で指摘している海苔^{ウヅ}養殖の比率とほぼ合致していることがわかる。

参考表4 昭和37年の漁業権放棄時の補償金内訳

区名	漁業協同組合	補償金額	区名	漁業協同組合	補償金額
大田区	大森漁協	11,100,322,798	中央区	中央隅田漁協	392,262,842
	羽田浦漁協	2,480,609,279		佃島漁協	244,516,327
	糞谷浦漁協	2,349,817,424	荒川区	荒川漁協	402,721,022
	都南羽田漁協	1,942,358,997	江戸川区	葛西漁協	9,462,051,670
	第三羽田漁協	411,753,950	江東区	深川浦漁協	944,436,657
品川区	品川浦漁協	1,387,262,250		城東漁協	940,446,811
	品川東部漁協	249,767,064		深川浦東部漁協	60,995,199
港区	芝漁協	349,082,857	その他	漁業協同組合連合会	13,886,326
	港漁協	148,915,093		信用漁協連合会	8,539,166
	金芝漁協	110,254,278	合計		33,000,000,000

(資料) 東京都内湾漁業興亡史より作成

参考図8 大田区と江東区に限った昭和37年の漁業権放棄時の補償金内訳



(資料) 参考表4より作成

昭和37年における漁業権放棄に際する補償金の
大田区と江東区の2区に限った割合は
大田区 90.4% : 江東区 9.6%となる。

(5) 先行境界の視点からのまとめ

以上の先行境界の視点から検討したところによれば、中央防波堤埋立地は、東京湾内漁業協同組合が先行領域として海苔養殖に利用する区画漁業権を保持して来た海面を埋め立てたものであり、その漁業協同組合は漁業法以前の旧漁村を単位に組織され、したがって旧村の行政支配を受けてきた海域と理解される。この埋立地に関わる漁業協同組合の所在する特別区のうち、その帰属について争わないとした3区（品川、港、中央）を別にすれば、その埋立地海面にあった海苔^{のび}養殖の割合は大田区と江東区は9対1（89.4%vs10.6%）であり、また、補償金の割合も大田区と江東区は9対1（90.4%vs9.6%）と圧倒的に大田区内の漁業協同組合が生産、生活の場としていたので、漁業権は放棄されたにせよ、行政的には大田区に属していたと考えることが妥当である。

また中央防波堤埋立地は、先の3区（品川、港、中央）を含めた5区で、帰属協議の範囲について一体とすることが合意されている（別添28「中央防波堤埋立地に関する土地帰属に係る関係5区の今後の対応について」平成14年10月16日、14中総総第817号、関係5区区長会座長 中央区長 矢田美英）。

大田区と江東区のいずれに帰属させるべきか検討した結果、先行境界の検討で明らかとなっているように、中央防波堤埋立地は、大田区に帰属させるべきことが明らかとなった。この点は第5章で再論する。

第3章 追認境界

(1) 国際的観点からみた追認境界

我が国においては、追認境界は出来る限り否定されるべきものととらえられている。ここではまず国際的な観点から追認境界を検討する。

- (イ) 海洋法に関する国際連合条約（略称、国連海洋法条約）においては、第60条の「排他的経済水域における人工島、施設及び構築物」の第8項で「人工の島、施設及び構築物は、島の地位を有しない。これらのものは、それ自体の領海を所有せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない。」と明確に規定されているように、既存埋立地を境界画定の基線として扱う事を否定している。例えば南シナ海において岩礁を埋め立てによって拡大し

ている中国に対する日本側からの批判の一論点と言えよう。これは外交上の問題ではあるが、埋立地を行政領域として追認した上で境界画定することは、この原則と矛盾する。

国連海洋法条約の原文は以下の通りである。

8. Artificial islands, installations and structures do not possess the status of islands. They have no territorial sea of their own, and their presence does not affect the delimitation of the territorial sea, the exclusive economic zone or the continental shelf.

(別添 29、「国連海洋法条約」目次および第 60 条 8 項を含む第 5 部)

- (ロ) また日本は、たとえば国際的な外交の場で、条約その他の国際的な協定を経ている場合を除き、すでに韓国の軍事管理下に置かれている島根県竹島やロシアが占拠している北方領土のような地域の行政的実効支配を追認することは国是として認めていない。また他の国際的領土境界紛争に際しても、その紛争以前に存在した先行境界はどのようなものであったのか、を確認することが本来の立場であるとして、紛争領域に対して恣意的な支配を行い、あるいは侵略して作り出した政治的行政的既成事実を追認することを認めていない。
- (ハ) 他方、実効支配を追認する場合は、尖閣諸島の事例が理解しやすい。国家が領域権原を取得する方式として、伝統的に先占、添付、割譲、併合、征服、時効などの方式が認められてきたが、(別添 30、小寺彰「パラダイム国際法」有斐閣、2004、pp.121-122) 日本はそのうち先占を尖閣諸島の領有権の根拠としている。すなわちいずれの国家領域にも属していない地域を、領有の意思をもって実効的に占有してきた事実をもって実効支配を追認することになるので、実態としては先行境界を追認していることになる。
- (ニ) 同様の論理は国内においても一貫しており、境界紛争が起こった場合には、その事案が提起された後に恣意的な行政行為によって領域画定を試みる事は許されない。なお江東区は、中央防波堤埋立地における特別区の処理すべき事務を暫定的に処理しているが、これは「中央防波堤内側埋立地における事務処理に関する覚書(中央区・港区・江東区・品川区・大田区)」(別添 31) の各主管部長、立会人 東京都総務局行政部長、昭和 48 年(外側については 63 年) によって暫定的に処理しているのであって、同覚書書には、「この措置は、今後の帰属決定問題にはなんら

影響を及ぼすものではない。」と明記してあり、追認されるべき実効支配たりえない。

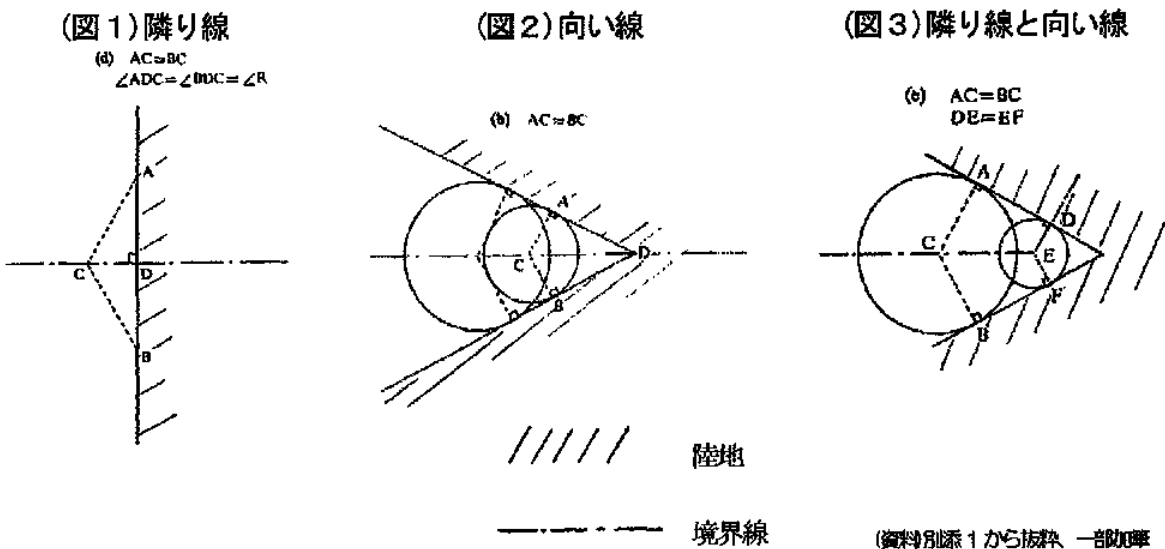
(ホ) もちろん前第2章に述べたように、東京湾内の海面は無主地ではなく、前(ハ)項で述べた先占の論理による実効支配は成立しない。

(2) 追認境界と既設埋立地

本節では東京湾内に多数存在する既設埋立地を追認境界の観点からいかに評価するべきかを扱う。

(イ) 一般に沿岸の埋立地は接続する旧海岸の延長と考えるのが合理的である。それが隣接する行政領域の境界線上にあれば、旧海岸線上にある境界線からの垂線、いわゆる「隣り線」をもって、埋め立て地上の新境界線とされる(図1)。しかし行政領域が海面を挟んで向かい合っている場合、その海面に生まれた埋め立て地は、両行政領域の旧海岸線から等距離にある「向い線」によって区分される(図2)。また内陸側に深く入った内湾における埋め立て地の場合には、この隣り線と向い線とを地図学的に合成した等距離線が適応される(図3)。隣り線は、「海岸より沖へ見通し」と称する前第2章(2)節の(ヘ)項に述べた江戸時代以来の我が国における境界決定の原則であるから、その両行政領域が接する旧海岸線上での垂線の延長線は、両行政領域から等距離に設定される。隣り線と向い線の間については下図のほか、別添1の9ページを参照されたい。

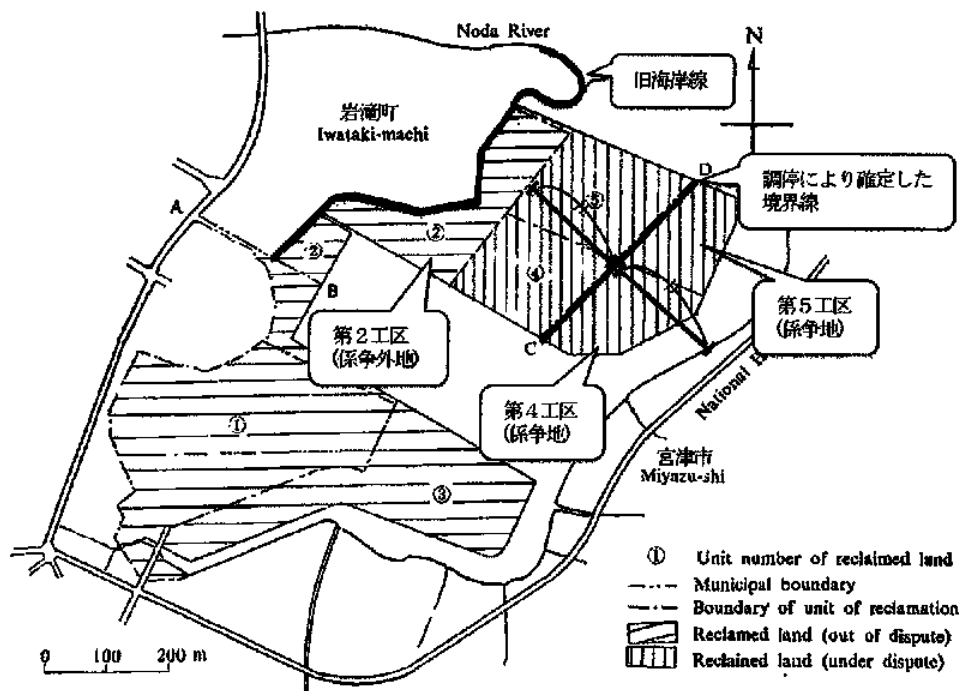
参考図9 隣り線と向い線の区分図



(資料別添1から抜粋、一部加筆)

(ロ) 既存の調停事例では、京都府宮津市と岩滝町間に湾入している阿蘇海の埋立地の例が挙げられる。これは1971年に完成した第4・5工区と呼ばれる埋立地で、岩滝町の旧海岸線から埋め立てられた第2工区の地先であったから、岩滝町側は、宮津市との境界線が第4・5工区の地先海面にあり、この新埋立地を自分の行政区域に属すると考えていた。しかし埋め立て地は、湾の旧海岸線からみる等距離線から宮津市側に深く入り込んでいたため、宮津市側から異議が出された。岩滝町は地先優先主義、宮津市は旧海岸線からの等距離線を主張し、最終的には1977年に等距離線を採用する調停案を原則とし、ただし妥協案として岩滝町に有利な第2工区の地先海岸を基線とする等距離線主義で決着した。(別添1、pp.7-9)

参考図10 宮津市と岩滝町の事案に関する位置関係図



(資料)別添1から抜粋、一部改筆

同様の例は、大阪湾における堺市と高石市の隣接する沖合に埋め立てられた土地の境界線である。高石市側から張り出した埋立地の先端部分が堺市の飛び地として合意しているが、これは、高石市側から埋め立てたと言う行政行為を追認していない事例である。(別添1、pp.4-7)

- (ハ) 東京湾は前項でいう内陸に湾入した入江であるから、当然本節(イ)項で述べた隣り線と向い線との合成された等距離線が問題となる。しかしこの湾は近世の時代からたびたび埋め立てられており、いつの時点における海岸線を旧海岸線とすべきかを明確にせねばならない。また江戸時代に造営された砲台をも埋立地と考えればさらに問題が複雑となる。しかも過去に埋立地を編入した行政行為を既成事実として追認すれば、第2章(1)節で述べた我が国の先行境界主義優先の原則に違反する。
- (ニ) しかし境界決定の原則が江戸時代に発しているとは言え、近代的政治行政区画が設定されるのは明治維新以降のことであり、江戸時代にすでに始められた埋立地造成は、一応除外すべきである。したがって、第2章(2)節において検討したように、近代的な意味における地方行政領域の端緒を明治11年とすれば、江戸時代末期の海岸線の形状に記載されている埋立地、たとえばお台場、築地、佃島、石川島や、現在の江東区小名木川以南から越中島の完全に陸化している埋立地は、明治以降に施工されたいわゆる既成埋立地ではなく歴史的埋立地として従来の行政領域とするのが妥当である。(別添32、正井泰夫「都市環境としての大江戸の水系と海岸」筑波大学人文科学研究Ⅳ、1979)
- (ホ) なお、直近の東京湾埋立地における境界設定は、13号地埋立地を江東区、品川区、港区の3区に分割した事例である(別添33、東京都自治紛争調停委員「調停案受諾勧告書」、昭和57年7月)。この勧告書には調停案に至る経緯や理由などに関してかなりよく書き込まれている。しかし最終段階において等距離線主義を採りながら、各区の既存埋立地を追認し、これを基礎として等距離線を設定している点で、政治行政地理学的にも歴史学的にも大きな問題を残している。なぜなら、先行境界主義をもって境界決定の基本とする日本の境界決定方式に対して、追認主義によって埋立地を既成実効支配地として追認すれば、際限なく地先水面を自己行政区画に取り込むことになるからである。事実、江東区の領域は、旧海岸線から埋め立てを行う度に沖合に拡大しているので、その前進した海岸線を追認して、これを等距離線方式の基礎とする調停案は、本章(2)節の(ロ)項にあげた先例にも反することになる。
- (ヘ) この既成埋立地が実効支配として認められないのは、ごく単純な等比級数的矛盾が生ずるからである。すなわち、沿岸から1/2まで海面を埋め立てて領有した土地

を追認すれば、新たにその沿岸から対岸に向けて再び $1/2$ を埋め立てて領有することを認めることとなり、最初の旧海岸線から次の埋立地の沿岸まで $1/2+1/4=3/4$ の距離を対岸に突き出すこととなり、その第二次の埋立地を追認すれば、第三次の埋立地の海岸は当初の沿岸から対岸まで、さらに $1/2+1/4+1/8=7/8$ を専有することとなり、最終的には無限に全体を領有するという等比級数の論理である。したがって、直近の埋立地の海岸線を旧海岸線として採用したこの調停案は、政治地理学的にきわめて不十分なものであった。

- (ト) ただし、当時は埋立地へのゴミの大部分が江東区を経由して搬入されており、その状況を償う意味を含めた純粋に政治的決着をしていたのであるから、学問的検討とは自ずと異なつたのであらうと推測する。
- (チ) 加えて、別添 33「調停案受諾勧告書」の 28 ページ（付記の 1）には「本調停案を作成するために採用した要素については、今後の埋立地における境界決定に何らの影響を及ぼすものではない。」として、既設埋立地を追認すべきではないことをわざわざ明記している。
- (リ) 以上の点から、追認境界の検討に際して既存埋立地をもって実効支配をおこなっている追認する事は排除する。

(3) 埋め立てにおける行政行為の実態

東京湾の埋め立てについてもっともしばしば言及されることは、埋め立て自体が特定行政区の負担によって行われて来たという歴史である。ここでは埋め立て全般ではなく、中央防波堤埋立地に関する埋め立ての行政行為を検討する。

- (イ) 前(2)節で検討したように、かつて中央防波堤埋立地の北側にある 13 号埋立地の帰属に関して、江東区は「建設基地が江東区に存在し、工事材料等も江東区を経由して搬入されていた等の事実」を追認の第一の根拠（別添 33、東京都自治紛争調停委員「調停案受諾勧告書」、昭和 57 年 7 月）として、等距離線主義を援用して既存埋立地を基礎とする等距離線によって境界画定を行っている。したがってここでは、その際に未画定地として残されたこの中央防波堤埋立地のみを対象とする。
- (ロ) 昭和 48 年にほぼ埋め立てが終了した 15 号地（若洲）までは、江東区と地続きであったため、各清掃事務所から搬出されるごみ全体の 40%が江東区の本一の道路に集中し、江東区が他区より大きな負担を強いられていた。そのため 13 号地の境

界の決定は、埋め立てという行政行為を通じた実効支配を追認した追認境界を採用したと理解出来るが、このゴミ処理における負担の補償的観点は否定できない。ただこの調停案は、江東区が地先を埋め立てて自己領域を拡大し、さらにその拡大した領域を既成事実として追認させて、次の埋立地をふたたび実効支配地として自己領域に編入する事が許されるのではないか、いわば玉突きのごとく領域拡大が続くと言う行政地理学的には誤った思い込みを醸成してしまった点を指摘しておかねばならない。

(別添 34、東京都清掃局資料「15号地へのごみ輸送経路図」昭和47年時点)

- (ハ) しかし昭和48年からごみの埋立てが始まったの中央防波堤埋立地に関しては、江東区は地続きではなく、海を隔てて存在している。そこで、この中央防波堤埋立地の埋立てに際しては各区からの陸送経路の複数化や船舶による海上輸送が組み合わされるようになったため、ここではもはや、江東区が他区以上に負担を強いられていたという事実は見られない。その意味で追認境界の前提となる実効支配的な塵芥搬入負担は、一義的に江東区にあるとは言えない。したがって前(ロ)項のごとき補償的観点をとる理由はなくなっている。

(別添 35、東京都清掃局資料「中央防波堤埋立地へのごみ輸送経路図」昭和51年時点)

- (ニ) また本事案の中央防波堤埋立地の埋立てについては、各区の清掃工場の整備による塵芥排出量の減少(別添36、東京都清掃局年報の各年次より作成)が見られ、江東区を経由しての搬入量が特段に多いとする実効支配を考慮する必要も認められない。
- (ホ) 埋め立て工事自体は、東京都港湾局が中心となって計画しているものであるが、長期的に見て今後の埋立地、特に新海面処分場埋立地は大田区地先に伸延接近しており、江東区からはむしろ遠ざかりつつある。

(4) その他の実効支配として考慮すべき点

- (イ) 警察署、消防署など東京都の直接管理下にある地域対応の官公庁は、区政の行政領域の影響を受けないものであるが、仮にこれらの管轄地域と区の行政領域の間に齟齬を来すことがあるとしても、中央防波堤埋立地の境界が決定されてから修正されるべきものであって、これらを実効支配上の決定要因にすることは、本末転倒で

ある。

- (ロ) 小学校など教育施設、各種の福祉施設、清掃事務所その他、区の各種行政サービスに関わる事業や、一般の私企業が提供する電気・ガスなどのサービスは、中央防波堤埋立地にまだ住民が居ない現状から、実態がないので、いずれも住民に及ぼす実効的な生活圏などを含めた中心地圏（商圏・サービス圏・通勤圏など）を考慮する必要はない。
- (ハ) 本件の中央防波堤埋立地にかかる利用計画はいずれも実効以前の行為であって、追認の対象になり得ない。

- (ニ) 本件の埋立地に関してあえて追認すべき事案があるとすれば、既設の施設として羽田空港に着陸するための重要な装置である LDA (Localizer Type Directional Aids) が設置されていることである。これは大田区内にあ

参考図 11 中央防波堤埋立地に設置されている LDA 装置
(羽田空港に着陸する飛行機が安全に着陸できるように設けられた装置)



(資料)大田区から提供(平成27年2月撮影)

る羽田空港の滑走路へと航空機を安全に導く進

入路を形成する。大田区の羽田空港の運用と密接に関連するものであり、空港機能の一体的な運用を計るには行政上同一自治体に帰属させることが重要である。(別添 37、中川康次郎(2011)「羽田空港 LDA 装置」, 東芝レビュー、Vol.66, No.10, pp.52-55)

- (ホ) またこの埋立地が航空機の離着陸航路の直下にあつて、騒音をもっとも受ける位置にあり、前(ニ)項で述べた LDA の整備が騒音軽減に有効であるとの指摘もあり、この地域の環境行政を空港管理と一元化することが必要となる。(別添 38、航空機騒音の環境アセス予測、平成 18 年度評価書)

(5) 追認境界の視点からのまとめ

先に13号地埋立地の帰属を決めるに対して、重要な要素となったゴミ処理問題は、事態が改善されて、かつてのゴミ戦争と呼ばれたような江東区が他区よりも被害を受けている状況ではなくなったので、ここでとりあげるまでもない。その点で、実効支配の象徴的存在として既存埋立地を承認し、その埋立地の海岸線を基線とする等距離線主義を採用するには論理的に無理がある。それは本章(2)節(へ)項に指摘したように、昭和57年7月に東京都自治紛争調停委員が作成した調停案受諾勧告書(別添33)と同様の欠陥をもつからである。

したがって追認境界の視点から見て当該の中央防波堤埋立地をいずれかの区が実効支配していると認定すべきかという現段階の行政行為の評価をまとめてみると、本埋立地に羽田空港に関連する設備があり、かつ騒音問題を含む環境行政の点から見れば中央防波堤埋立地は羽田空港が所在する大田区に帰属させるべきであるとの結論に達する。

第4章 上置境界

本件の境界設定に際して、先行境界および追認境界の視点からの検討に続き、本章では上置境界の視点から考察する。すでに前章で指摘したように、大田区と江東区とは、従来、隣り線の境界によって隣接していたわけではなく、海面を隔てた向い線をもって境界としてきた。しかし東京湾全体の埋め立ての進行とともに、江東区の領域が湾内に拡大すると共に、仮想向い線は次第に大田区側に押し出され、旧来存在していた筈の向い線、両者からの等距離線が大田区側に移動して来ている。この現状を前提として、行政地理学的にどのような上置境界を設定すべきかということが本章の課題となる。

海洋における向い線の設定は、当事者間の政治的判断に左右され、単純な原則を提示する事は難しい。また国際的な境界と国内における行政境界とは必ずしも同一視されるべきではないが、ここではまず国際的に日本が主張している海上境界の検討からはじめる。

(1) 国際的に検討されている基本的考え方

- (イ) 日本の国家としての考え方を理解する上では、東シナ海における日中両国の主張を参照する事が重要である。東シナ海における大陸棚の開発に関しては、中国は沖

縄トラフまでの権限を主張し、日本は双方の領土から 200 海里までの海域で重複する部分を中間線で画定することを主張している。中間線は等距離線の 1 形態と言えるので、日本はすでに先行境界で言及していることになる。(別添 39、浜本幸也「大陸棚の共同開発」国際問題 No. 565 (2007 年 10 月) 40、pp.30-40)

- (ロ) 国際法上で言えば、向い線の策定は、1964 年に発効した大陸棚条約の第 6 条にあるように、「向かい合っている海岸を有する」場合には「合意によって決定する。合意がないときは、・・・基線上の最も近い点から等しい距離にあるという原則を適用して決定する。」と等距離線を基礎としている。その点で日本の主張は一貫性があると言える。ただし東シナ海における両国の主張は未だに合意に至っていない。

(別添 40、国連大陸棚条約原文および参考和訳文)

- (ハ) 最終的に合意に至った例は、1969 年の北海における大陸棚の境界画定問題に関する国際司法裁判所の判決である。ここでは等距離線を支持するデンマークとオランダに対して当時の西ドイツが当事者間の平衡が侵されていると主張し、国際裁判所が等距離線主義を必ずしも適用できないと判断しているのである。もちろんこの事案は北海大陸棚の 1 区画に関するものであるが、ひとつの重要な先行判例として理解されている。ここでは沿岸の形状が凸のデンマークとオランダに対して凹状のドイツは、等距離線主義をとった場合には先端が狭まり、領域の配分において不利になるということから衡平の原則を主張しているので、判決自体では必ずしも等距離線主義を採用している訳ではない。この北海油田の境界画定は平衡原則が保たれないとする西ドイツの主張を容れた形で収束している事例である。

(別添 41、松葉真美「大陸棚と排他的経済水域の境界確定判例紹介」2005、レファレンス 2005.7 pp.42-60)

- (ニ) しかしこの判例では合意の基礎的概念としてはいくつか挙げており、海岸の凹凸を衡平原則によって処理すべき事の他、陸地の自然延長上(濁線)にあること、あるいは地下資源の鉱床の一体性を考慮すべきであること、などが言及されている。ただしこれらは、等距離線を起点としてその原則を修正すべき要因として議論されているのであって、むしろ等距離線主義こそが原則である事を確認しているといえよう。(別添 42、皆川洸「大陸棚の境界画定」1971、一橋論叢、65-5、pp.22-40)

- (ホ) この事案とは別件であるが、同じ北海を、イギリスと大陸諸国との特に海底油田の掘削権を巡る向い線によって分割する際には、等距離線を基準としてノルウェー

沿岸にある大陸に近い^{みお}滞線の存在は採択されていない。

- (へ) この国際的原則を国内事例で見ると、和歌山県和歌山市と海南市との間の沖合埋立地（和歌山マリーナシティ）の帰属に関する最高裁判所の判例を挙げる事が出来る。これは、海南市に帰属させた既存埋立地（海南火力発電所等）が必ずしも等距離線主義に依らずに海南市に帰属させられたことを修正し、改めて等距離線主義に近い境界線を採用して分割を避け、新埋立地を全体として和歌山市に帰属させた地方裁判所の原判決を支持している。（別添 43、和歌山地方裁判所平成4年（行ウ）第1号、境界確定請求事件、大阪高等裁判所平成7年（行コ）第30号、境界確定請求控訴事件、最高裁判所第三小法廷平成9年（行ツ）第47号、境界確定請求上告事件）

なお、同判決では、境界決定の基準が示されている。すなわち、江戸時代における関係市町村の支配・管理・利用などの実態を調べ、おおよその区分線を知りえる場合にはこれを基準として境界を確定すべきものと解するのが相当である、としている。そして、右の区分線を知りえない場合には、当該係争地域の歴史的沿革に加え、明治以降における関係市町村の行政権行使の実情、住民の社会・経済・生活上の便益など諸般の事情を考慮のうえ最も衡平妥当な線を見出してこれを境界と定めるのが相当である、としたうえで公有水面の境界を確定するには、これによることができない事情のある場合の他は、等距離線主義によることが相当であるとし、さらに等距離線主義によって導くにあたって基礎とされる水際線は、本件にあっては、江戸時代末期若しくは明治時代当初のそれとするよりも、公有水面の境界を顕在化、具体化する必要が生じた時点と判示している。この水際線は、あくまでも江戸・明治時代にまでさかのぼることを原則としつつも、その時代にまでさかのぼったものを元に等距離線を引いた場合には、既存の陸上境界までをも変更することを余儀なくされ、これまでの行政権の実態を無視することになってしまうことにもなる。また、かつてのこの海域の公有水面上の境界は、観念的なもので陸上境界に比し抽象的で境界につき争論がなかったものと認められる。そこで右のような事情によれば、こうした場合の水際線は、公有水面の境界を顕在化、具体化する必要が生じた時点とすることとしたものである。

したがって、本件、東京湾の湾央部に近い海域の場合のように、既存の陸上境界を変更するものではないことに加え、本件海面一帯は、前章で検討してきたように、

明治時代以前より、海苔^{ひび}簀^{すい}柵^{さく}の設置による漁業が広く展開され、その占有関係が厳しく争われ、利用海面の境界が顕在化してきた実態がある。このような場合には、等距離線の元となる水際線は、原則に立ち戻り、江戸・明治時代の地図によって水際線を求めることとなるのは当然の理である。

(2) 大田区と江東区との間の海水面に適用されるべき原則

国際的な基礎的原則と日本が国際的にも国内の行政境界問題において採用している原則、すなわち等距離線主義はこの大田区と江東区との間の海水面に埋め立てられた本事案に適用すべきであるかという検討を本節で行っておく。

- (イ) この海面下にはとりわけ地下資源が埋蔵されているとの報告があるわけでもなく、またあまりにも埋め立てが進行してしまったが故に、濤線が人工的な航路に改変され、かつ両区間に著しい海岸の凹凸があるわけでもない。その点で前節の北海に関する判例で言及されている等距離線を否定する要因がない。
- (ロ) しかし港区、品川区と江東区との間の埋立地に関する昭和 57 年の調停は、むしろ本来的な等距離線の考え方を否定している。その調停案では、境界画定の多様な原則として、21 要素を抽出してその有効性を検討したとしている。その特徴はまず議論の基礎となるべき等距離線を他の国際的にほとんど議論の俎上にものぼらない要素と同等に扱った上で、特に 13 号埋立地の埋め立てに際して、ゴミの搬入などの多大な被害を受けたとする江東区側の主張を勘案し、政治的に上置境界を設置したことである。この調停はいわば一般的で妥当な諸原則を採用しない理由として、埋め立てによる被害の補償を取り上げたと考えるのが至当である。
- (ハ) 今回の東京湾内中央防波堤埋立地に関しては、そのような要素が考えられるかという点の検討では、前第 3 章 (3) 節においてすでに述べたように、埋め立て工事に際しての搬入経路が 13 号埋立地の当時とまったく異なっており、当時のごみ搬入による被害補償を取り上げる理由がなくなっている。
- (ニ) 以上の検討から、海上における向い線は、隔てている海面を地図学的に等距離線によって分割するとする原則をここでは採用することが合理的である。したがって以後、本章においては上置境界として等距離線主義の観点から論をすすめる。

(3) 等距離線を求める基線

当然の事ながら、江東区と大田区との間の等距離地点を連ねた等距離線は、その基線を

どこに求めるのかによって大きく変動する。ただし前章(2)節の(ホ)項に述べたように、既設埋立地の海岸線を採用すべきではないので、本節では埋め立て以前の原海岸線に最も近い旧海岸線を表す地図を求めた。

(イ) 埋立以前の旧海岸線を求めるためには現代につながる正確な海岸線を記載した地形図が必要である。もちろん古地図としての絵図は存在するが、これは近代的な測量図ではなく、あくまでも「絵」であるから、そこに記載されている海岸線は、現代の一般的な基本図(国土地理院発行の地形図)上でどの海岸線にあたるのかを同定出来ない。また有名な伊能忠敬の測量図は優れたものであるが、地図学的な等距離線の基線を求めるのに適した大縮尺の地図ではない。

(ロ) 第3章(2)節(ニ)項で検討したように、地図は明治11年以降作成のものでしかもっとも古い時代に発刊されたものが望ましい。それによって現海岸線を形成する埋立地を除外することが出来る。

(ハ) 前(ロ)項の条件を満たす東京湾に関する近代的測量図は、明治13年に測量された2万分の1迅速測図である。国立国会図書館の地図室所蔵の、現在の基本図につながる中縮尺の地形図は、5万分の1(明治30年-平成21年)、2万5千分の1(明治43年-現在)など明治後期に測図刊行を開始されたもので、それ以前のもは、2万分の1(第一軍管区地方二万分一迅速測図、明治13-19年、明治前期手書彩色関東実測図(資料編)、迅速2万分の1(第一軍管区地方迅速測図、明治16-33年)のものである。これらの地図リストについては別添44(山口恵一郎他、「日本図誌体系」関東I、1972)に挙げられている。

(ニ) ただし、現在刊行されている地図(現図)と明治13年の2万分の1迅速測図(旧

参考図12 明治初期(13年・14年)の海岸線



(資料) 別添45から抜粋

図)との測量・刊行年月の間には技術的変遷だけでなく地殻変動なども加わっており、また両図には縮尺の相違もあるので、各地点を必ずしも完全に同定できない。そのため、旧図上の諸地点が現在における地図上でどの位置に表現されているかを同定できる地点を求め、旧図の旧海岸線を現図上に求め、これを等距離線の基線とすることがもっとも妥当な地図学的結論となる。

- (ホ) 明治13年測量の2万分の1迅速測図(旧図)と現図とを対比して両図上で確実に同定できる地点(例えば旧来からの道路の交差点など)を複数求める。これらの地点は単に地図上だけでなく、現地調査において景観的にも不動不変である事、あるいは極めて変動が少ない事を確認する。この不変の諸地点をもとに旧図を現図と同一縮尺に変換し、旧図上にある海岸線(旧海岸線)を現図における大田区と江東区のそれぞれの等距離を画定するための2本の基線とする。その手順は別添45(株式会社パスコ東京支店「大田区に関する地勢情報業務委託報告書」2015)のようになる。

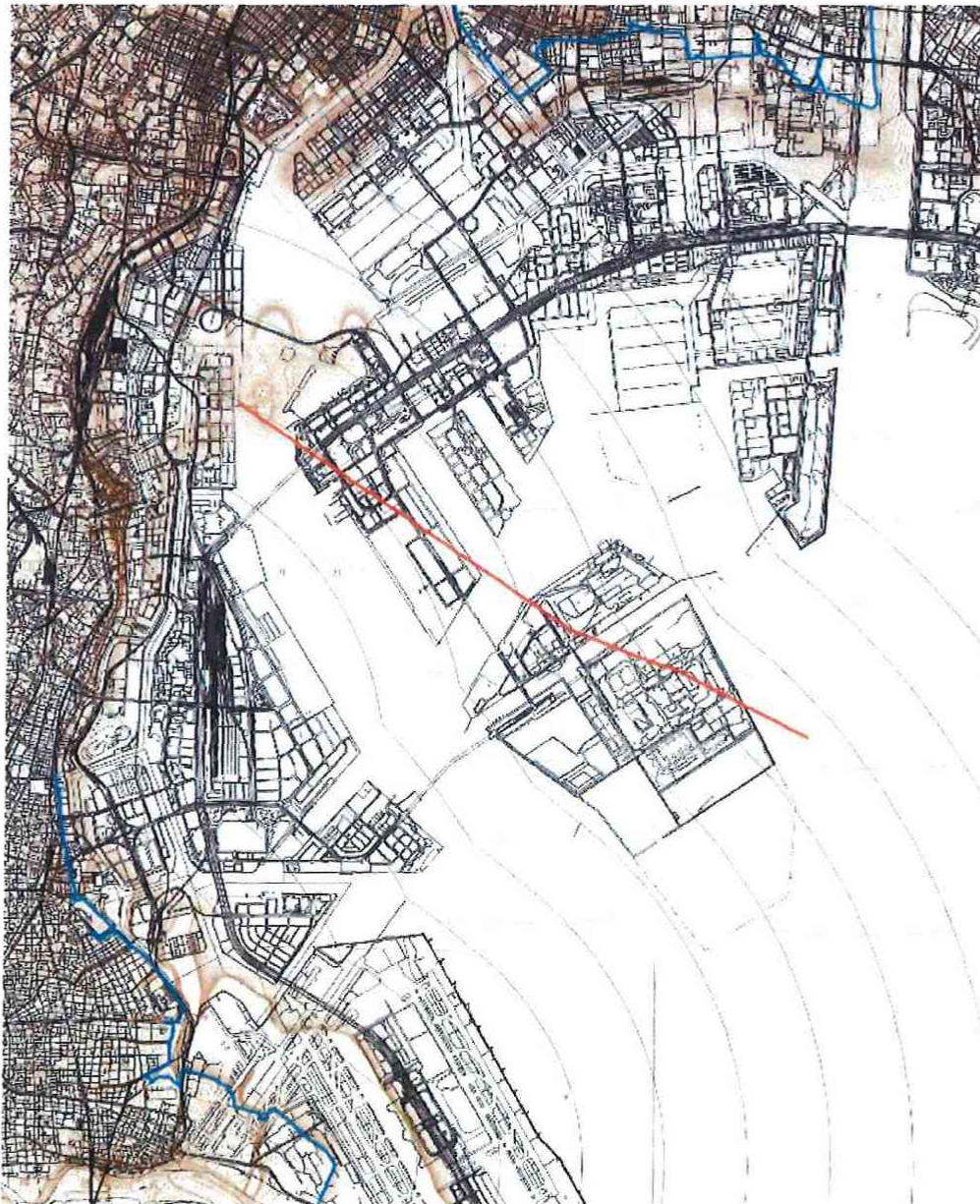
(4) 上置境界としての等距離線の作図

相対する2本の曲線(ここでは向い線である旧海岸線)の間の等距離線を求めるには、幾何学で言えば両曲線に接する円の中心点が連続して作る曲線と言う事になる。したがって手順的には一部すでに述べたように次のようになる。

- (イ) 前(3)節において確定した両基線に接する円を連続して描写し、その円の中心点を結ぶ曲線(向い線)を求める。したがって旧図と現図とが成立する間に生まれた埋立地は等距離線を作図する基線(旧海岸線)としない。また品川区、港区、中央区の3区は、本件の東京湾内中央防波堤埋立地帰属に関して境界線を争わないということで、ここではそれら3区の旧海岸線を一応除外して、大田区と江東区の旧海岸線のみを対象として等距離線を求めた。
- (ロ) 例えば、もしこれに品川区と江東区との間の向い線を考慮に入れれば、江東区と品川区との間の等距離線は江東区側に折れ曲がって近寄り、江東区側海面はさらに縮小するが、ここではあえて作図していない。なお、先に第3章(3)節あるいは本章(2)節で言及しているように、先の13号埋立地の領域画定に関する調停案は江東区に対する補償的配慮から品川区と江東区との間の等距離線を越えて、品川区側に江東区側が入り込んでいるが、これも作図においては反映させない。

- (ハ) 本件の先行境界は、大田区と江東区との間の旧海面上にあるはずの向い線が境界となる。しかしあえて先行境界ではなく上置境界として等距離線を求めると、次頁の参考図 13 及び別添 45 報告書の 58 ページに示された図のごとく中央防波堤埋立地の面積は、江東区側約 2 割に対して大田区側は約 8 割である。

参考図 13 明治初期の海岸線(青線)から導いた大田区と江東区との等距離線(赤線)



(資料別添 45 から抜粋)

- (ニ) この旧海岸線と理論上の等距離線を拡大図示したものが、別添 46 である。
- (ホ) 等距離線は、内側埋立地の北辺 2 分の 1 付近と外側埋立地及び新海面処分場埋立地の東辺 5 分の 2 付近とを結ぶ線となり、内側・外側・新海面処分場埋立地を含む中央防波堤埋立地を大田区 8 : 江東区 2 の比率で分割している。さらに品川・港区と江東区との等距離線はさらに江東区側に屈曲することになるので、これら 2 区を考慮すれば当然、江東区に帰属させる理由を見いだす事ができない。
- (5) 上置境界の観点からのまとめ

境界の設定は、第 2 章で述べたように歴史的な先行境界が国際社会でも日本の法制でも優位な原則とされる。また、埋立てを通じて江東区が実効支配を行ってきた事実は追認することができない。こうした点から上置境界はあくまでも補完的なものとなる。そこであえて上置境界を引くとすれば純粋に地図学的手法による等距離線を定置させることになる。その問題点はこれを導くにあたって基礎とされる水際線をどこに求めるかであるが、第 2 章(3)節(ニ)項で述べたとおり海苔養殖は江戸時代から海底に^{ひび}筈を突き立て、一定の区画を占有することによって営まれてきた。右のような事情によれば本件公有水面上は他の海域とは事情が異なり、陸上の畑と酷似し、境界に関する争論が生ずることが当初から顕在化・常態化されていたものである。したがって境界を顕在化し具体化する必要性は江戸時代中期ないし明治当初から生じており、その時代の海岸線を基礎とし、政治行政地理学的観点から、明治初期の地図に依拠して旧海岸線を求め現在の地図上に等距離線を表現してみると、当該の中央防波堤埋立地の 8 割が大田区側の領域に属することが分かった。

したがって両区の向い線としての上置境界は、両区の旧海岸線からの等距離線を基本としつつ、中央防波堤埋立地全域を大田区に帰属させ、その対岸にある江東区所属の既存埋立地との中間に改めて設置されなければならない。

第 5 章 先行境界、追認境界、上置境界の 3 つの観点から見た本事案の評価

(1) 結論への前提

- (イ) 中央防波堤埋立地は内側埋立地、外側埋立地及び新海面処分場埋立地から構成さ

れるので、帰属行政区をここでまとめる。

- (ロ) 本件については5区のうち品川区・港区・中央区は帰属を争わないとのことであるから、大田区と江東区との間の問題に限定する。
 - (ハ) 両区の境界線は、前章における理論上の上置境界である旧海岸線からの等距離線ではなく、中央防波堤埋立地の帰属を決定した上で、その帰属を明確にするために設置される上置境界となる。
- (2) 中央防波堤埋立地の帰属
- (イ) 先行境界については、特に埋め立て以前の旧海水面がいずれの区に属していると考えるのが妥当であるのかを検討した。その結果、大田区と江東区との両区の間海面は、その9割が大田区内の漁業協同組合に利用されていた事が明らかとなった。とりわけ、すでに述べてきたように、政治行政地理学の見地からは、また国際法的立場からも、先行境界優先の原則を尊重すべきで、本埋立地を大田区に帰属させるべきであるとする第2章の結論は重い。
 - (ロ) 追認境界については、すでに13号地埋立地の調停によって上置境界が設定されているので、あらためて追認境界を設定する事は意味がないと判断された。強いて追認すべき点があるとすれば、羽田空港の運用に不可欠な設備が中央防波堤埋立地に設置され、かつ航空行政の観点から大田区に帰属させるべきであることが指摘され、むしろ先行境界を支持する結論となる。
 - (ハ) 上置境界については、旧海岸線を基線とする等距離線を検討してみると、中央防波堤埋立地の8割が大田区の領域に属する。また、ここまで内側埋立地・外側埋立地・新海面処分場埋立地を含む中央防波堤埋立地として全体を対象に検討して来たが、内側埋立地と外側埋立地との間の水路は、2020年オリンピックのボート等の会場として閉水路とすることが組上にのぼっている。競技場としても内側と外側を単一行政区に所属させる事が自然であることを指摘しておく。(別添47) 実際、ボート競技の水路中央に区の境界を設置した場合、水路の管理をどうするのかという問題や、また同一競技場の観客席が両区に分断されて向き合う不自然な姿をいかに統一するのかなどの課題が発生する。
 - (ニ) 以上の3つの観点から、中央防波堤埋立地は内側埋立地・外側埋立地・新海面処分場埋立地を含めて、一括して大田区に帰属させるのが妥当である。

(3) 新たな境界線の設定

本章(1)節(ハ)項にしたがって、内側埋立地・外側埋立地・新海面処分場埋立地を含め一体として中央防波堤埋立地を大田区に帰属させ、これと先に調停案(別添33)を経て決定されている江東区に帰属された対岸の埋立地との間の中間線をもって、両区の新境界線とする。

ここでは上置境界で検討した旧海岸線によらず、あらためて新海岸線からの等距離線をもって新たな上置境界を設定している。このような新たな埋立地を基線にとらざるを得なかった理由は、本来の旧海岸線を基線として敷設すべき境界線が、すでに13号地埋立地の帰属に関して上置境界として確定されているからである。

東京湾内中央防波堤埋立地に関する行政上の帰属及び境界に関する意見書 別添資料リスト

- 1) 田邊裕 「埋立地における市町村の境界紛争とその考察視点」
(東京大学教養学部人文科学科紀要、人文地理学 VII、1981年3月)
- 2) 岩田孝三「境界政治地理学」帝国書院、1956 (pp. 77-151, 峠・渡場の境界)
- 3) 塚本孝「北方領土問題の経緯」2011年 (調査と情報 697号、pp.1-10)
塚本孝「竹島領有権問題の経緯」2011年 (調査と情報 701号 pp.1-10)
- 4) 濱川今日子「尖閣諸島の領有をめぐる論点」2007年
(調査と情報、第565号、pp.1-10)
- 5) 中内康夫「尖閣諸島をめぐる問題と日中関係」2012年
(立法と調査、No.334, pp.69-84)
- 6) 江戸時代の武家諸法度 (正徳辛卯、1711年編纂)
- 7) 内湾組合漁業契約証 (明治14年)
東京府荏原郡羽田郷、羽田獵師町、大井郷外戸長・漁夫総代から府知事あて
- 8) 「東京湾内漁業興亡史」同刊行会、1971
(前書き、凡例、pp.106-19, 128-143, 370-371, 443-456)
- 9) 東京府管内水産図説卷之四 (明治23年、東京府)
佃島、金杉浦、芝浦、品川浦、大森、御林浦、羽田浦、深川) 各村の漁業沿革、漁法、魚種について記述。当時これら8ヵ村が江戸湾漁業を許可されていて、他の磯付き漁村 (地先水面のみ利用許可) とは区別されていた。
- 10) 東京府管内水産図説卷之五 (明治23年、東京府)
本巻には海苔採集の沿革、採取法などの記述もあるが、海苔採場のページのみ採録。
- 11) 原典「都政史料館文書類纂」より「漁業法実施準備事項調査書」
(大森漁業組合「大森漁業史」、1973年に再録、pp.414-421)
- 12) 漁業法 (明治34年法律第34号)
- 13) 共同海苔採営業継続許可申請書面 (東京府荏原郡文書、荏庶第1466号など)
- 14) 区劃漁業権存続期間更新申請書
(東京府荏原郡役所文書、大正13年9月23日受附290号)
- 15) 区劃漁業権存続期間更新申請 (荏原郡役所文書、大正13年12月23日800号)

- 16) 区劃漁業免許願書 (荏原郡役所文書、大正 13 年 11 月 5 日 740 號)
- 17) 区劃漁業免許願 (東京府荏原郡役所文書、大正 13 年 11 月 22 日受附 765 號、町長認印第 114 号、大正 13 年 12 月 24 日指令案)
- 18) 区劃漁業免許願 (荏原郡文書、大正 13 年 11 月 22 日 765 號)
- 19) 公報記載 (大正 14 年 4 月 4 日)
告示案の備考が重要である。免許願意・陳情書は別添 18 に続く
- 20) 東京都公報 (昭和 38 年 1 月 12 日)
- 21) 東京都内湾漁業興亡史、第 202 図 (のりひび建。貝類養殖業漁場区画図)
- 22) 「東京都内湾漁業興亡史」(1971, 同誌刊行会) 第 126 表 (pp.487-492)
第一種区画漁業権の組合別海苔簀数一覧表
- 23) 東京都公報、昭和 31 年 10 月 22 日東京都告示第 977 号
昭和 33 年 11 月 6 日東京都告示第 1027 号
昭和 34 年 10 月 27 日東京都告示第 1055 号
- 24) 東京都告示を基に作図した区画漁業権
- 25) 大田区内の漁業協同組合が占めた海苔簀柵数の割合
別添 24 東京都告示を基に作図した区画漁業権の区画番号と
別添 22 一覧表の免許番号とを照合して別添 24 に彩色図示したもの。
- 26) 「中央防波堤埋立地に関する土地帰属に係る関係 5 区の確認事項について」
- 27) 森田陽子「羽田における漁業集落の地理学的研究」1959
(学芸地理(12), pp44-47、学芸大学地理学会)
- 28) 「中央防波堤埋立地に関する土地帰属に係る関係 5 区の今後の対応について」
(平成 14 年 10 月 16 日) 関係 5 区区長会座長 中央区長 矢田美英
- 29) 国連海洋法条約(目次および第 60 条 8 項を含む第 5 部)
- 30) 小寺彰「パラダイム国際法」有斐閣、2004 (pp. 121-122)
- 31) 「中央防波堤内側埋立地における事務処理に関する覚書 (中央・港・江東・品川・大田区)」各主管部長、立会人 東京都総務局行政部長、昭和 48 年 (外側は 63 年)
- 32) 正井泰夫「都市環境としての大江戸の水系と海岸」
(筑波大学人文科学研究 IV, 1979, pp. 93-95)
- 33) 「調停案受諾勧告書」昭和 57 年 7 月 (東京都自治紛争調停委員)
- 34) 東京都清掃局資料「15 号地へのごみ輸送経路図」(昭和 47 年時点)

- 35) 東京都清掃局資料「中央防波堤埋立地へのごみ輸送経路図」(昭和 51 年時点)
- 36) 埋立量の推移 (東京都清掃局年報の各年次より作成)
- 37) 中川康次郎 (2011)「羽田空港 LDA 装置」, (東芝レビュー、Vol.66, No.10, pp,52-55)
- 38) 航空機騒音の環境アセス予測 (平成 18 年度評価書)
- 39) 浜本幸也 (2007.10)「大陸棚の共同開発」(国際問題 No.565, 40, pp.30-40)
- 40) 国連大陸棚条約原文 (1958) 仮約; 東京大学東洋文化研究所 田中明彦研究室 データベース「世界と日本」所収「大陸棚に関する条約」(外務省条約局「主要条約集」昭和 52 年版、pp.1055-1064)
- 41) 松葉真美「大陸棚と排他的経済水域の境界確定・判例紹介」
(レファレンス 2005.7 pp.42-60)
- 42) 皆川洸「大陸棚の境界画定」1971, (一橋論叢、65-5, pp. 22-40)
- 43) 和歌山地方裁判所平成 4 年 (行ウ) 第 1 号、境界確定請求事件
大阪高等裁判所平成 7 年 (行コ) 第 30 号、境界確定請求控訴事件
最高裁判所第三小法廷平成 9 年 (行ツ) 第 47 号、境界確定請求上告事件
- 44) 山口恵一郎他、「日本図誌体系」関東 I、1972 (主要地形図類解題)
- 45) 株式会社パスコ東京支店「大田区に関する地勢情報業務委託報告書」2015
- 46) 旧海岸線とそれを基線とする等距離線の拡大図
- 47) 東京オリンピック・パラリンピックにおける海の森水上競技場の計画図

付記

筆者 田邊裕の履歴・職務経歴書は次頁のとおり。

履歴・職務経歴書

2015 年 7 月 31 日現在

年	月	最終学歴
1959	3	東京大学教養学科卒業
1963	4	東京大学大学院数物系研究科地理学専攻 博士課程中退

年	月	職歴
1963	5	東京大学教養学部 助手
1971	4	東京大学 助教授 (1978年パリ第七大学客員教授)
1986	4	東京大学教養学部教授
1991	7	パリ国際大学都市日本館 館長 (外務省文化交流部派遣)
1993	8	東京大学教授復帰 (1995年教養人文学科長、1996年教養学部広域科学科学科長)
1997	4	東京大学名誉教授、慶応義塾大学経済学部 教授
2002	4	帝京大学経済学部教授 (2004年学部長・研究科長・経済学科長・観光経営学科長)
2007	4	帝京大学 併任 日本語予備教育課程科長、同学国際交流委員長
2010	3	帝京大学 定年
2013	4	広尾学園中学・高等学校 理事 校長
2014	9	環太平洋大学 国際科学・教育研究所 特任教授

年	月	賞罰
1997	12	フランス政府 Palmes académiques 勲章 (オフィシエ章)
2008	10	パリ地理学会 名誉会員
2011	2-6	日本地理学会、国際地図学会 日本歴史地理学会 各学会賞
2012	8	国際地理学連合 Lauréat d'honneur

その他各種委員等（学会関係、文部科学省関係を除く、抜粋）

- 1978-1980年 (財) 地方自治協会 地方公共団体の境界に関する研究会 委員（自治省委託）
- 1980-1982 (財) 地方自治協会 行政執行過程における問題解決に関する研究会 委員
- 1982-1984 (財) 地方自治協会 大都市地域における生活圏の構造及び行政体制のあり方に関する調査研究委員会 委員
- 1984-1986 (財) 地方自治協会 仙台市の新しい都市づくりに関する調査研究委員会 委員
- 1986-1988 自治省行政局 青函トンネル境界決定研究会 委員
- 1988-1990 建設省 都市長期ビジョン懇談会 委員（2013年懇談会）
- 1988-1990 国土庁 大都市データ整備委員会 委員（三菱総合研究所受託）
- 1990-1991 国土庁計画調整局 地域開発の動向に対応した合理的な国土利用計画のあり方に関する調査研究委員会 委員（政策科学研究所受託）
- 1990-1991 自治省行政局 沖縄行財政問題研究会 委員（地方自治協会受託）
- 1993-1995 国土庁 上野公園周辺地域整備計画調査委員会 委員
- 1994-1995 国土庁 文化センターとしての東京に関する研究委員会 座長
- 1994-1995 東京都地方分権研究委員会 委員
- 1994-1996 東京都文化懇談会委員（答申起草委員）
- 1996-1997 国土庁計画・調整局 望ましい国土構造を実現するための交通基盤整備検討委員会 委員
- 2000-2008 国際地理学連合 副会長（国際地理学オリンピック担当、地理教育担当）
- 2012年-現在 国際地理学連合 表彰委員会 委員
- 2012年 外務省 国際連合地名標準化会議 日本代表
- 2014年 外務省 国際連合地名標準化会議分科会 日本代表

